

平成22年9月29日

破産者 平成電電設備株式会社  
同 平成電電システム株式会社  
破産管財人 弁護士 小林 信明

### 配当の実施および任務終了の報告書

- 1 平成21年3月19日付中間配当許可に基づき、平成21年6月10日から平成22年9月9日までの間に、配当を実施しました。その概要は、次のとおりです(なお、債権者数は、中間配当表による)。

(平成電電設備株式会社)

中間配当 配当率	7.58957456244897%
債権者数 7,431名	中間配当金の総額 1,424,674,592円

(平成電電システム株式会社)

中間配当 配当率	5.64523455201277%
債権者数 7,969名	中間配当金の総額 1,260,406,304円

- 2 平成22年5月13日付最後配当許可に基づき、平成22年6月10日から平成22年9月9日までの間に、配当を実施しました。その概要は、次のとおりです(なお、債権者数は、最後配当表による)。

(平成電電設備株式会社)

最後配当 配当率	2.82568825827456%
中間配当との配当率合計	10.41526282072350%
債権者数 7,444名	最後配当金の総額 530,394,525円

(平成電電システム株式会社)

最後配当 配当率	1.99868725920170%
中間配当との配当率合計	7.64392181121447%
債権者数 7,982名	最後配当金の総額 446,164,517円

- 3 なお、上記1および2の配当のうち、平成22年9月9日までの間に配当ができなかったものは、破産法第202条に基づき東京法務局に供託しました。その概要は、次のとおりです。

(平成電電設備株式会社)

供託した債権者の総数	122名	供託金の総額	20,399,105円
------------	------	--------	-------------

(平成電電システム株式会社)

供託した債権者の総数	125名	供託金の総額	17,349,401円
------------	------	--------	-------------

## 第2 収支状況

両破産会社の配当後の収支状況は、添付の収支計算書のとおりです。

## 第3 消費税の更正について

従前の債権者集会において報告のとおり、麴町税務署が両破産会社についてなした消費税額等及び地方消費税額等の更正並びに加算税の賦課決定等（以下、「本件処分」といいます）について、国税不服審判所より、当職の審査請求はいずれも棄却されました。前回債権者集会（平成22年1月27日）において、今後の破産管財等の方針として、本件処分問題を含めて、基本的には破産財団の換価回収は終了したと考えているとしつつ、例外的に裁判所と協議して相当と認められるときには、本件処分の取消訴訟を提起することもありうると報告しました。

前回債権者集会後、本件処分やそれに関する不服審判所の裁決を十分に検討するとともに、税務の専門家の意見を聴き、裁判所とも協議した結果、勝訴の可能性が必ずしも高くないこと、多くの時間と費用がかかることなどを考慮して、本件処分の取消訴訟を提起しないこととしました。

## 第4 任務終了にあたって

破産手続開始後、約4年間にわたり、両破産会社の財産の調査、換価・回収を行い、中間配当・最後配当を実施し、今般、破産手続が終結することとなりました。

これにて破産手続は終結しますので、先般実施した最後配当が最後の配当（弁済）となります。これまで管財業務にいただきました、ご理解とご協力に深く感謝いたします。

以上

## 収支計算書

破産管財人 小林 信 明

(期間:平成18年6月22日～平成22年9月22日)

## 収入の部

番号	枝番	科目	金額	明細
1		現金	0	
2		預金 ※1	2,284,365,645	
3		租税還付金	14,382,148	
	1	法人税還付金	6,885,991	18.11.1還付
	2	法人税還付金	6,866,377	20.11.20還付
	3	都税還付金	629,780	22.6.1還付
4		利息	10,629,061	
5		弁済金	228,857,791	平成電設設備財団債権に対する弁済金
6		破産配当金	250,055,793	
	1	破産配当金	130,012,479	平成電設設備破産債権に対する配当金
	2	破産配当金	120,043,314	熊本・坂上・ハンド社破産債権に対する配当金
7		平成電設システム㈱との費用精算	22,519,175	平成電設システム㈱の管財業務と共通して要した費用を精算したもの ※2
8		破産手続開始申立費用 予約還付金	50,102,300	破産手続開始申立(熊本・坂上・ハンド社)に要した費用の還付金
		合計	2,860,911,913	

## 支出の部

番号	枝番	科目	金額	明細
1		事務費等	22,519,199	書類保管費用・郵便費用を含む ※3
2		通信費	11,111,946	※3
3		交通費	130,950	
4		管財人室賃借費用	12,984,732	
5		履行補助者等費用	21,640,558	※3
6		管財人報酬(源泉税含む)	170,000,000	
7		税理士等報酬(源泉税含む)	11,072,313	
8		租税等	600,504,206	消費税・法人住民税(均等割)・固定資産税(償却資産)
9		予約金	50,000,000	破産手続開始申立費用(熊本・坂上・ハンド社)
10		訴訟等費用	5,858,700	破産手続開始申立費用(同上)・リース料請求訴訟
11		和解金	20,192	ハンド社との和解金
12		中間配当金	1,424,674,592	
13		最後配当金	530,394,525	
		合計	2,860,911,913	

繰引残高

0

※1 預金の内訳は、次のとおりである。

日本テレコム㈱に対するリース用資産の売却代金	1,482,003,914
破産手続開始前に還付を受けた租税還付金	717,196,736
破産手続開始時に引き継いだ破産会社名義のその余の預金	85,164,995
計	2,284,365,645

※2 平成電設システム㈱の管財業務と共通して要した費用については、平成電設設備㈱から支出している。債権者数及び債権総額の観点から、そのうち平成電設設備㈱は47%を負担し、平成電設システム㈱は53%を負担するのが相当と見做す。この負担割合に基づき、裁判所の許可を得て、平成22年9月15日までに要した上記共通経費について、平成電設システム㈱から22,519,175円の支払いを受けたものである。

※3 今後支出する、以下の費用については、破産管財人の預り金口座に移して保管し、この口座より支出する。  
 ①支出の部1の事務費等に含まれる、事務費用(請求書未到達の費用および破産手続終了後に支出予定の事務費用)および平成22年4月22日付許可を得た破産手続終了後の書類保管費用・郵便費用  
 ②支出の部2の通信費に含まれる、破産手続終了後の債権者宛通知発送費用  
 ③支出の部5の履行補助者等費用に含まれる、履行補助者費用(請求書未到達の費用および破産手続終了後に支出予定の履行補助者費用)

## 収支計算書

破産管財人 小林 信明

(期間:平成18年6月22日～平成22年9月22日)

## 収入の部

番号	枝番	科目	金額	明細
1		現金	0	
2		預金 ※1	1,851,256,391	
3		租税還付金	802,448,930	
	1	都税還付金	70,870	18.6.26還付
	2	法人税還付金	254,653	18.6.27還付
	3	消費税還付金	801,452,890	18.7.12還付
	4	都税還付金	670,517	22.6.1還付
4		利息	11,829,328	
5		弁済金	244,102,209	平成電電債権回収債権に対する弁済金
6		破産配当金	268,219,260	
	1	破産配当金	152,506,546	平成電電債権破産債権に対する配当金
	2	破産配当金	115,712,714	熊本・坂上・ハンド社破産債権に対する配当金
		合計	3,177,856,116	

## 支出の部

番号	枝番	科目	金額	明細
1		事務費等	18,780,568	書類保管費用・廃棄費用を含む ※2
2		通信費	10,232,862	※2
3		交通費	320	
4		履行補助者等費用	676,386	※2
5		管財人報酬(源泉税含む)	190,000,000	
6		税理士等報酬(源泉税含む)	10,353,713	
7		租税等	1,218,641,068	消費税・法人都民税(均等割)・固定資産税(債却資産)
8		平成電電設備債との費用精算	22,519,175	平成電電設備債の管財業務と共通して要した費用を精算し、同社に対し支払うもの ※2、※3
9		和解金	71,203	ハンド社との和解金
10		中間配当金	1,260,406,304	
13		最後配当金	448,164,517	
		合計	3,177,856,116	

差引残高

0

## ※1 預金の内訳は、次のとおりである。

日本テレコム㈱に対するリース用資産の売却代金	1,717,996,086
破産手続開始時に引き継いだ破産会社名義のその他の預金	133,260,305
計	1,851,256,391

## ※2 今後支出する、以下の費用については、破産管財人の預り金口座に移して保管し、この口座より支出する。

- ①支出の部1の事務費等に含まれる、事務費用(請求書未到達の費用および破産手続終了後に支出予定の事務費用)および平成22年4月22日付許可を得た破産手続終了後の書類保管費用・廃棄費用  
 ②支出の部2の通信費に含まれる、破産手続終了後の債権者宛通知発送費用。  
 ③支出の部5の履行補助者等費用に含まれる、履行補助者費用(請求書未到達の費用および破産手続終了後に支出予定の履行補助者費用。なお、従前の履行補助者費用は、平成電電設備債との間での費用精算を含む)

## ※3 平成電電設備債の管財業務と共通して要した費用については、同社から支出している。

債権者数及び債権総額の観点から、そのうち平成電電設備債は47%を負担し、平成電電システム㈱は53%を負担するのが相当と料する。  
 この負担割合に基づき、裁判所の許可を得て、平成22年9月15日までに要した上記共通経費について、平成電電設備債に対し、22,519,175円を支払ったものである。